

令和 2 年度

市比野温泉杯サッカー大会補助金

評価表

NO.

44

所管部課名	観光・シティセールス課			担当者	崎山			
事務事業名	観光イベント事業費							
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	21年以上							
令和2年度 予算額	1,400千円	国県支出金	一般財源		その他		その他の内容	
		千円	1,400千円		千円			
	指標名			目標値		目標年度		
成果指標①	市比野温泉杯サッカー大会の参加者数			約5,000人		令和7年度		
成果指標②	市比野温泉杯サッカー大会の観客数			約3,500人		令和7年度		
補助対象者	市比野温泉杯サッカー大会実行委員会							
補助対象経費	(1) 大会審判等謝金 (2) 広報宣伝費 (3) 事務消耗品費 (4) 前各号に掲げるもののほか、市比野温泉杯サッカー大会の開催に当たり必要と認められる経費							
補助対象事業・活動の内容	市比野温泉杯サッカー大会の運営							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	市比野温泉杯サッカー大会補助金の額は、予算で定める額以内とする。							
上記項目の積算方法	イベント実施団体からの要望及び、実績による							
補助を受ける3ヶ年の事業（団体）等の状況	項目		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	1,873,005	55.6%	1,626,004	52.1%	1,816,004	54.8%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	1,523,000	45.2%	1,276,000	40.9%	1,566,000	47.3%
		寄付金・その他助成	350,005	10.4%	350,004	11.2%	250,004	7.5%
		市補助金	1,400,000	41.5%	1,400,000	44.9%	1,400,000	42.3%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）	98,051	2.9%	93,694	3.0%	95,522	2.9%
		計	3,371,056	100.0%	3,119,698	100.0%	3,311,526	100.0%
	支出	事業費	2,867,297	85.1%	2,740,838	87.9%	2,968,057	89.6%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費	410,065	12.2%	283,338	9.1%	246,500	7.4%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	93,694	2.8%	95,522	3.1%	96,969	2.9%
		計	3,371,056	100.0%	3,119,698	100.0%	3,311,526	100.0%
		支出計/前年度支出計			92.5%		106.1%	
		自己資金/前年度自己資金			86.8%		111.7%	
翌年度繰越金/市補助金		6.7%		6.8%		6.9%		
交付件数		1		1		1		
成果指標の推移①		4,308人		3,880人		3,704人		
成果指標の推移②		3,051人		2,763人		2,352人		
特記すべき事項等	【前回評価】平成29年度「現状のまま継続」 【事業のPR方法】大会参加者、リピーターに対して案内している。 【費用対効果】市外からの参加者が多く経済効果も非常に高い。 【補助事業以外の事業】特になし 【その他】事業の性質上、観光イベントではなくスポーツイベントとしての性質が強いため、スポーツ課での補助事業とするための調整検討が必要。							

〈補助金の視点別評価〉		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	市比野温泉杯サッカー大会は、樋脇地域を活性化させるためのスポーツイベント事業であり、年代や性別ごとに開催することで、グラウンドを有効活用した事業として公益性が高い。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	地域活性化を目指していることから、自立していくまでの間、一定の支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	観光交流人口増加に向けて、市民のニーズに合致したものになっている。 市比野温泉杯サッカー大会を通じて市外からの観光客を増やす取組みは必要。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	地域に根ざしたイベントであるため、薩摩川内市商工会樋脇支所を母体とする実行委員会を補助対象者とするのが適当である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	B	自主的運営へ誘導していくが、当面は交付要領規定の効果指標による事業成果を分析していく必要がある。 観光イベントと言うよりは、性質的にスポーツイベントであるため、所管変更の検討が必要と考える。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	交付要領に補助対象経費を規定している。
〈補助金の見直し結果〉			
内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 市外からの参加チームも多く、地域活性化のためのイベントとして、現状のまま継続したい。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 引続き、自主財源確保にも努力してもらう。		≪まとめ≫

市比野温泉杯サッカー大会補助金交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げる市比野温泉杯サッカー大会補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助事業等の要件）

第2条 市比野温泉杯サッカー大会補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 事業計画書の内容が、地域の活性化及び青少年の健全育成に資するものであること。
- (2) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

（補助金の額）

第3条 市比野温泉杯サッカー大会補助金の額は、予算で定める額以内とする。

（補助対象経費）

第4条 市比野温泉杯サッカー大会補助金は、次の各号に掲げるものについて交付する。

- (1) 大会審判等謝金
- (2) 広報宣伝費
- (3) 事務消耗品費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市比野温泉杯サッカー大会の開催に当たり必要と認められる経費

（交付の申請）

第5条 市比野温泉杯サッカー大会補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年5月30日とする。

（交付の基準）

第6条 市比野温泉杯サッカー大会補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に市比野温泉杯サッカー大会補助金を交付することが適当でないと認められる場合

（実績報告）

第7条 市比野温泉杯サッカー大会補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第8条 市比野温泉杯サッカー大会事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 市比野温泉杯サッカー大会の参加者数
(2) 市比野温泉杯サッカー大会の観客数
(補助事業者等の責務)

第9条 市比野温泉杯サッカー大会補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の観光行政の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。